

2013年4月11日

各 位

NPO法人 職場の権利教育ネットワーク  
代表理事 道 幸 哲 也

徹底討論！「改正労働契約法の課題」開催のご案内

時下益々ご清栄のことと存じます。

さて、標記についてですが、有期雇用のあり方を激変させる改正労働契約法が本年4月より施行され、実務的にも理論的にも多くの課題があるにもかかわらず、十分な議論がなされておられません。

また、雇用終了に関しては、有期雇用の問題以外に「追い出し部屋」に見られる退職強要の問題や解雇の金銭解決構想等の動きも出てきています。

このようなことから、この講演討論会では、雇用終了の法律問題という広い観点から、今次の改正労働契約法の課題を検証するものです。

その際、立法の前提となった判例法理の位置づけ、改正条文の趣旨や問題点、労使関係に与える影響について、多面的に3名の講師によって徹底的に議論いたします。

つきましては、下記の通り開催いたしますので、多数の方がご参加いただけますようご案内いたします。

#### 記

- 1 名 称 徹底討論！「改正労働契約法の課題」  
－雇用終了をめぐる多様な法律問題－
- 2 開催日時 2013年5月11日（土）午後2時～5時
- 3 開催場所 札幌きょうさいサロン カンファレンスルームN-1  
(札幌市中央区北4条西1丁目 共済ビル4階)

- 4 講 師 道幸哲也（放送大学教授、北大名誉教授、当法人代表理事）  
浅野高宏（北海学園大学准教授、弁護士、当法人理事）  
開本英幸（北大客員准教授、弁護士、当法人理事）
- 5 内 容 第1部 改正労働契約法をどう評価するか（1時間30分）  
（1）雇用終了をめぐる問題状況（道幸）  
（2）主に労働者側の視点から（浅野）  
（3）主に使用者側の視点から（開本）  
第2部 労使にとっての課題（約1時間）  
3名の講師による以下の問題に関する議論  
（1）20条の解釈 — 不合理性の判断視角—  
（2）5年更新以前  
①期待権をどう考えるか  
②クーリング期間設定に関するルール制定  
③更新拒否事由のチェック  
④退職強要のチェック  
（3）5年更新時の問題  
（4）就業規則の整備と労働組合の役割
- 6 参 加 料 無料
- 7 定 員 100名（直接会場へお越し下さい。）
- 8 問合せ先 NPO法人 職場の権利教育ネットワーク  
電話番号 011-211-8742  
F A X 011-272-2255  
メールアドレス [network@kenrik.jp](mailto:network@kenrik.jp)  
所 在 地 札幌市中央区北4条西12丁目1-11  
ほくろうビル 5階

（以 上）